

○ 労働金庫法施行規則第一百四十一条第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年三月^{金融}厚生^{労働}省^庁告示第一号）

改正案	現行
<p>（単体における事業年度の開示事項） 第二条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号（自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ 金庫が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別</p> <p>ヘ 金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等の</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項） 第二条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ 証券化取引に関する会計方針</p> <p>ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関の名称（使用する適合格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>

<p>うち、当該金庫が行った証券化取引（金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称</p>	<p>ト 証券化取引に関する会計方針</p>	<p>チ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>	<p>リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要</p>	<p>七〇九 （略）</p> <p>3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〇五 （略）</p>	<p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p>	<p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳</p>	<p>(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）</p> <p>(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳</p>
--	------------------------	---	--------------------------------	---	--	--	--

<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>七〇九 （略）</p> <p>3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〇五 （略）</p>	<p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p>	<p>(1)・(2) （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
-------------	-------------	-------------	---	--	--------------------------------	-------------

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(8) 〓
(10) (略)

(削る)

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(12) (略)

ロ 金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5) 〓
(7) (略)

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(新設)

(10) (略)

ロ 金庫が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

クスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(3) (略)

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(5) (略)

(略)

七〇九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号(自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。)までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 連結グループが証券化目的の導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的の導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポ

(3) (略)

(新設)

(4) (略)

(略)

七〇九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

ホ 連結グループが証券化目的の導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的の導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポ

「ジョー」を保有しているかどうかの別

「へ」 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

「ト」 証券化取引に関する会計方針

「チ」 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

「リ」 内部評価方式を用いている場合には、その概要

八〇十 （略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 （略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) （略）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

八〇十 （略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 （略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) （略）

（新設）

（新設）

- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。）
- (8) 〽
- (10) (略)
- (削る)
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- (12) (略)
- ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して開

- (新設)
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- (5) 〽
- (7) (略)
- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (新設)
- (10) (略)
- ロ 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

示することを要する。)

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エ
クスポージャーについて区別して開示することを要する。)

(3) (略)

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(5) (略)

八
十 (略)

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(新設)

(4) (略)

八
十 (略)